

カテゴリー

流通

【種別】 綴
 【資料名】 宮城県令書 粗悪米取締規則
 【巻次】
 【副題】
 【記録年】
 【刊行年】 明治11年9月30日
 【編著者】
 【出版所】
 【寸法】 縦19cm 横13cm 13頁

【略説明】

地租改正が一つの契機となって急増した品質の悪い米(粗悪米)の流通を取り締まるため、宮城県令(県知事)が発した法令。

年貢としての米は換金性を確保するため領主等による厳格な品質検査が行われていた。しかし維新による制度改革のなかで、米の品質管理(検査)を行う体制が失われ、夾雑や高水分など粗悪な米の流通も増加することとなった。各産地は粗悪米の急増による市場評価の失墜に直面したことから、やがて同業組合による自主検査が行われることとなった。その後、米の品質検査は県営化が進み、昭和9年(1934年)までには全国で県営化され、昭和17年(1942年)施行の食糧管理法下により国営化されるに至った。

史料の所蔵元である一関市博物館は岩手県南地域の歴史に関する史料や日本刀の起源の一つとされる舞草刀を中心とした刀剣などを収集・展示しており、市民の生涯学習の場としても利用されている。また同博物館では、蘭学において優れた人材を数多く輩出し、和算が農民にまで浸透していた旧一関藩の伝統を継承するため、郷土の蘭学者に関する展示や和算の普及にも力を入れている。

【所蔵機関】 一関市博物館
 【住所】 岩手県一関市巖美町字沖野々215番地1
 【連絡先電話番号】 0191-29-3180
 【所蔵先URL】 <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/museum/>
 【閲覧】 要申請

開館時間：9時～17時(入館は16時30分まで)
 休館日：毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、
 年末年始(12月29日～1月3日)、臨時休館日あり。
 入館料：(個人)大人 300円、大学生・高校生 200円、
 中学生以下・65歳以上の一関市民・障がい者とその介護者は無料。
 ※特別展は別料金。

